

新たな難視対策事業費補助事業
助成金交付要綱

令和 6 年 4 月

一般社団法人日本 C A T V 技術協会

(目的)

第1条 この要綱に基づく助成金の交付業務は、国の新たな難視対策事業費補助事業補助金の交付を受けて、地上アナログテレビ放送が受信できていた地域（放送対象地域における一般放送事業者の放送系の数が一などやむを得ない理由により、当該地域において他の放送対象地域の一般放送事業者の放送を現に受信している地域を含む。）であって、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域（以下「新たな難視地域」という。）となる場合において、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする事業であって法人、市町村、共聴組合又は受信者が行うものに対し所要経費の一部を助成することにより、地上デジタルテレビ放送の受信可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

2 一般社団法人日本CATV技術協会（以下「当協会」という。）は、前項の世帯のうち、福島第一原発事故に伴い災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成11法律第156号）に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」（以下「規制区域」という）に設定された場所に帰還する世帯に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備に要する費用のうち、別表1に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で支援を行うものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高性能等アンテナ対策事業とは、地上アナログテレビ放送の受信設備の標準性（14素子アンテナ相当の性能）を超えるアンテナ等を用いること若しくは受信点を移設等することにより、地上デジタルテレビ放送（無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年総基移第380号）補足事項3（6）の1個のセグメントを用いた放送を含む。）対応の受信設備に整備する事業であって法人又は受信者が行うものをいう。
- (2) ケーブルテレビ等加入対策事業とは、地上アナログテレビ放送の受信設備を有線放送設備（電気通信役務利用放送設備を含む。以下同じ。）又は有線共聴施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業であって法人又は受信者が行うものをいう。
- (3) ケーブルテレビ幹線対策事業とは、ケーブルテレビ等加入対策事業を実施するために必要な有線放送設備の幹線設備を整備する事業であって市町村又は有線放送設備設置者が行うものをいう。
- (4) 共聴施設対策事業とは、有線共聴施設又は無線共聴施設（辺地共聴施設新設整備事業により整備する有線共聴施設及び無線共聴施設を除く。）を整備する事業であって市町村又は共聴組合が行うものをいう。
- (5) 新たな難視対策事業とは、新たな難視地域となる場合において、建屋ごとの受信設備に係る地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする高性能等アンテナ対策事業及びケーブルテレビ等加入対策事業並びにケーブルテレビ幹線対策事業及び共聴施設対策事業をいう。

- (6) 助成対象事業とは、新たな難視対策事業であって助成金の交付対象となったものをいう。
- (7) 助成対象者とは、新たな難視対策事業を実施する者（共聴施設対策事業を行う共聴組合に対して、市町村が助成金の交付を受け、当該助成金を共聴組合に交付する場合の市町村を含む。）をいう。
- (8) 地上デジタル放送「難視地区対策計画」とは、新たな難視対策事業の対象となる地区及び対策手法等を示した計画であって総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会が公表したものをいう。（平成27年6月24日以降に福島県地上デジタル放送連絡会が策定した難視地区対策計画を含む。）

（助成事業の実施者）

第3条 当協会は、新たな難視対策事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を助成対象者に対し交付する。

（助成金交付基準）

第4条 当協会は、助成対象者への助成に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 有効性：難視地区対策計画に掲げる地区において、新たな難視対策事業によって地上デジタルテレビ放送の視聴が可能となるものであること。
- (2) 公公平性：難視地区対策計画に掲げる対策手法（ただし、ケーブルテレビ等加入対策事業については、すべての受信側の対策手法に適用ができるものとする。）において、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消のための適正な価格の工事であること。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第6条 当協会は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる額に相当する額の助成金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

- (1) 高性能等アンテナ対策事業にあっては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額（ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額）
- (2) ケーブルテレビ等加入対策事業にあっては、別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額（ただし、3万円を上限とする。）
- (3) ケーブルテレビ幹線対策事業にあっては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額
- (4) 共聴施設対策事業にあっては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額。ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額

（交付の申請）

第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3による交付申請書を当協会が別に定める日までに当協会に提出しなければならない。

- 2 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 当協会は、受け付けた助成金交付申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、助成金交付申請の受付を停止する。

(交付決定の通知)

第 8 条 当協会は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請書の内容について審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対して、様式第 2 号による交付決定通知書により通知するものとする。ただし、当協会は、速やかに交付決定すべきものと認めたときは、他の手段で通知する事ができる。この場合においては、当協会は通知した日付で交付決定通知書を別途、遅滞なく発出する。

- 2 当協会は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 当協会は、第 1 項の決定を行うに当たっては、前条第 2 項の規定により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 当協会は、前条第 2 項ただし書の規定により申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、当該助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 当協会は、前条の規定による申請に対し不交付の決定をしたときには、様式第 3 号による助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 9 条 助成対象者は、前条第 1 項の通知を受けた場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするとき又は助成対象者の都合により事業の実施が困難となつたため、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から当協会の指定する日までに、当協会に様式第 4 号による助成金交付申請取下げ書をもって申し出なければならない。

- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(契約)

第 10 条 ケーブルテレビ幹線対策事業のうち市町村が助成対象事業を行う場合、共聴施設対策事業のうち市町村が助成対象事業を行う場合又は市町村が助成金の交付を受けて行う助成対象事業であつて当該助成金を共聴組合（以下「間接助成対象者」という。）に助成金を交付する場合の市町村は、助成対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、助成対象事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更等の承認)

第11条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5号による計画変更承認申請書又は様式第6号による中止（廃止）承認申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象経費の額を変更しようとするとき。
- (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 当協会は、前項の承認をする場合は、様式第5号の2による変更承認通知書又は様式第6号の2による中止（廃止）承認通知書により助成対象者に通知するものとする。

3 当協会は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延の報告)

第12条 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号により遅延報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の報告書の提出については、当協会の別段の指示を受けたときは、その指示によることができる。

(状況報告)

第13条 助成対象者は、助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を当協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 助成対象者は、助成対象事業が完了した日（助成対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日をいう。）から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を当協会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、報告書の提出期限について当協会の別段の指示を受けたときは、その指示によることができる。

3 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、第1項の報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかなときには、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第15条 当協会は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、助成対象者に対して、様式第10号による助成金の額の確定通知書により通知するものとする。

2 前項の交付すべき助成金の額は、助成対象事業における助成対象経費の実績額について

第6条の規定により算出された額と、第8条の規定により通知した交付決定額のいずれか少ない額とする。

(助成金の支払い)

第16条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。助成金は助成対象者に支払うが、助成対象者が、他の者（高性能等アンテナ対策を実施した者、共聴施設設置者若しくはケーブルテレビ会社等）を指定した場合は、その者に支払う。

(交付決定の取消し等)

第17条 当協会は、第11条第1項第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成対象者が、法令、この要綱又はこれらに基づく当協会の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 助成対象者が、助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 助成対象者は、当協会が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、当協会の定める期限までに、当該助成金を返還しなければならない。
 - 3 当協会は、前項の規定により助成金の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。
 - 4 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第18条 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成対象事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、速やかに様式第11号による報告書を当協会に提出しなければならない。

- 2 当協会は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(助成対象事業の経理等)

第19条 助成対象者が法人である場合は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、当協会の要求があったときは、いつでも

閲覧に供すことができるように保存しておかなければならない。

- 3 前項に掲げる助成対象者が保存しておかなければならぬ書類がスキャナー（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識する事ができない方法で作成された記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならぬ。
- 4 助成対象者が法人でない場合であっても収支に関する証拠書類については前二項を適用する。

(間接助成金交付の際付す条件)

第20条 共聴施設対策事業のうち、市町村が助成金の交付を受け、間接助成対象者に助成金を交付するときは、第9条から前条まで、第22条及び第23条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならぬ。

- (1) 間接助成対象者が、助成対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は増加価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ助成対象者たる市町村（以下「間接助成事業者」という。）の承認を受けなければならない。ただし、別表第2に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- (2) 間接助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を間接助成事業者又は当協会に納付させことがある。
- (3) 間接助成対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならぬ。
- (4) 間接助成対象者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解除したことにより収入があると認める場合には、その収入を間接助成事業者又は当協会に納付させことがある。

(財産の管理等)

第21条 助成対象者は、助成対象事業によって取得し、又は取得財産等については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならぬ。

- 2 当協会は、助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させことがある。

(処分等の制限)

第22条 助成対象者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第12号による財産処分承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない。ただし、別表第2に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 当協会は、前項の申請が無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年総

基移第380号) 補足事項4(2)に該当すると認められる場合には、当該申請をもって協会の承認があったものとして取り扱う。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

(財産の処分による収入の納付等)

第23条 助成対象者は、第21条第2項(前条第3項において準用される場合を含む。)の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を当協会に納付する場合には、速やかに様式第12号による届出書を当協会に提出しなければならない。

2 当協会は、前項の届出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を求める。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の求めをした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、当協会は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

第24条 この要綱に定める申請書その他の書類は、総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター(以下「デジサポ福島」という。)に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第25条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、当協会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この助成金交付要綱は、今後必要に応じて修正することがあります。

ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。

別表第1 補助対象経費（施設・設備費）

内 容
① 放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路（同軸ケーブルによる場合に限る。）の設置又は改良に要する経費
② 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費
a 鉄塔
b 局舎
c 外構施設
d 受電設備（電力引込み送電線を含む。）
e 送受信アンテナ
f 送受信機（予備送受信機を含む。）
g 伝送用専用線
h ケーブル
i 中継増幅装置
j 電源設備（予備電源設備を含む。）
k 警報装置
l 監視装置
m 制御装置
n 測定器
③ ①及び②に掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の改良に要する経費
④ 地上アナログテレビ放送の受信設備を有線放送設備又は有線共聴施設に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費
a 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの
b 有線放送設備を利用するための契約料
c 有線共聴施設に加入するための経費
d 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、有線放送設備者が負担するもの
⑤ ①から④までに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）
⑥ 附帯工事費

別表第2

処分を制限する財産の名称		処分制限 期間（年）
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
構築物	鉄塔及び鉄柱	
	円筒空中線式のもの	3 0
	その他のもの	4 0
	鉄筋コンクリート柱	4 2
	木柱	1 0
	アンテナ	1 0
機械及び装置	接地線及び放送用配線	1 0
	テレビジョン放送設備	6
	その他の通信設備	9

様式第1号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業費補助事業助成金交付申請書

標記について、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により、新たな難視対策事業費補助事業助成金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たっては、交付要綱の規定を遵守するとともに、協会からの指示があった場合には、これに従うことと約します。

また、本申請に当たり、本助成金制度において発生した一切の件については協会に対し一切責任を問わないことを約します。

記

1 助成対象事業の名称：新たな難視対策事業（該当する□に☑を入れて下さい）

- 高性能等アンテナ対策事業（伝送路長が15m以下の場合）
- 高性能等アンテナ対策事業（伝送路長が15mを超える場合）
- ケーブルテレビ等加入対策事業

2 助成対象経費の額及び助成金交付申請額（注1）

事業費の額（事業の総工事費） 円

助成対象経費の額 円（注2）

高性能等アンテナ対策事業（伝送路長が15mを超える場合）の内訳（注3）

（円）

経費区分	助成対象経費		助成金申請額 (助成対象経費×助成率)
受信設備経費			
伝送路経費 (伝送路長 m)	全 体		
	15m以下		
	15m超え		
合 計			

助成金交付申請額 円（1,000円未満切り捨て）（注4）

(注1) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{助成金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{助成金額}$$

(注2) 高性能等アンテナ対策事業又はケーブルテレビ等加入対策事業に要する地上デジタル対応に不可欠な経費。なお、ケーブルテレビ等加入対策事業の場合は、引込み工事費及び契約料等に係る経費とする。

(注3) 高性能等アンテナ対策（伝送路長が15mを超える場合）のみ記載すること。

(注4) 第6条の規定に基づくものとする。なお、ケーブルテレビ等移行対策の場合は30,000円を上限とする。

3 施設の設置場所等

(1) 高性能等アンテナ対策事業の場合

建屋の場所：(注5)

受信アンテナの設置場所：(注6)

(注5) 建屋の所在地を記載すること。

(注6) 受信アンテナの所在地を記載（建屋の場所と同一の場合は「同上」と記載すること。）また、他の受信設備より信号供給を受ける場合は接続点の所在地及び接続の相手方を記載すること。

(2) ケーブルテレビ等加入対策事業の場合

ケーブルテレビ等会社名又は共聴組合名：

建屋の場所(注7)

(注7) 建屋の所在地を記載すること。

ただし、申請者住所と同一の場合は記入不要

4 助成対象事業の着工及び完了予定日

着工予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

5 地上デジタルテレビ放送視聴状況（該当する□に☑を入れて下さい）

現在、地上デジタルテレビ放送は全く受信できていない。

現在、地上デジタルテレビ放送を個別受信アンテナにより受信しているが、一部難視のチャンネルがある。

6 助成対象事業で使用する土地・建物について（該当する□に☑を入れて下さい）

土地・建物については、全て申請者である私（又は当法人）が所有している。

土地・建物については、私（又は当法人）が所有する土地・建物以外に私（又は当法人）以外が所有する土地・建物が含まれているが、全ての所有者から使用の承諾を得ている。

7 添付資料

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類。

(2) 高性能等アンテナ対策事業

ア 助成対象事業に要する経費の見積書（注8）

（注8）高性能アンテナ対策（ワンセグ対策）で必要となるワンセグチューナ（付属品を含む）は当協会より支給するため見積書に計上しないこと。

イ 線路図・ブロックダイアグラム（注9）

（注9）線路図は住宅地図等に明示したもので申請者宅から受信点箇所までの伝送路上の道路・河川・地形等が分り易く描かれていること。

（高性能等アンテナ対策（伝送路長が15mを超える場合）に限る。）

(3) ケーブルテレビ等加入対策事業

助成対象事業に要する経費の見積書

様式第1号の2（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号
現住所
氏名 印(注1)
電話番号
帰還先住所（支援場所）

※有線放送設備設置者の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業費補助事業助成金交付申請書

標記について、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により、新たな難視対策事業費補助事業助成金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たっては、交付要綱の規定を遵守するとともに、協会からの指示があつた場合には、これに従うことと約します。

また、本申請に当たり、本助成金制度において発生した一切の件については協会に対し一切責任を問わないことを約します。

(注1) 電話番号の記載がある場合は押印不要。

地方公共団体の申請にあっては、「 市町村長 印 」と記載すること。

記

1 助成対象事業の名称：新たな難視対策事業（ケーブルテレビ幹線対策事業）

2 交付を受けようとする助成金の額（注2） 金 千円
(1,000円未満切り捨て) (注3)

(注2) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること

助成金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 助成金額

(注3) ケーブルテレビ幹線対策事業に要する地上デジタル対応に不可欠な経費。

3 助成事業の概要

別紙1

4 添付資料

- (1) 助成対象事業に要する経費の見積書（注4）
- (2) 加入予定者に関する資料（注5）
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類。
- (4) 工事概要書別紙2
 - (注4) 合見積書を添付すること。
 - (注5) 幹線の延長対象地区に付された難視地区対策計画の個表の管理番号を明示とともに当該施設の加入予定者の仮申込書等対象世帯の加入を確認できる資料を添付すること。

別紙1

助成対象事業の概要

氏　　名 (注1)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

助成金申請額 助成対象経費×助成率	助成対象経費
施設・設備費	

備　考

(注1) 地方公共団体の場合は市町村名及び市町村長名、有線放送設備設置者の場合は名称及び代表者名を記載すること。

別紙2

工事概要書

名称・代表者名 (注1)

1 設置場所 ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

2 施設の内容

- (1) ケーブルの長さ ○○○m
 (2) 中継増幅装置の数 ○台

3 実施計画

- | | | | |
|---------------|---|---|---|
| (1) 着手(予定)年月日 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 着工(予定)年月日 | 年 | 月 | 日 |
| (3) 完了(予定)年月日 | 年 | 月 | 日 |

4 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始(予定) 年 月 日

5 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳	交付(予定)額	経費区分	(事業費)
助成金		施設・設備費	
対策事業を行う者の負担額	予算額		
借入金			
自己資金			
その他() (注2)			
小計			
合計		合計	

備考

6 添付図面

- (1) 線路構成図（注3）
- (2) 線路図（注4）

（注1）地方公共団体の場合は市町村名及び市町村長名、有線テレビジョン放送施設者の場合は名称及び代表者名を記載すること。

（注2）財源の内容を記載すること。

（注3）伝送路の敷設状況（増幅器や分配器等の配置、延長した幹線、伝送路の距離等）が把握できるもの。

（注4）サービスエリア及び伝送路の敷設状況を地図に明示し、幹線の延長対象地区及び当該地区に付された難視地区対策計画の個表の管理番号を明示したもの。

様式第1号の3（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

共聴組合名
組合長 ○○ ○○ 印(注1)
郵便番号
住所
電話番号

新たな難視対策事業費補助事業助成金交付申請書

標記について、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により、新たな難視対策事業費補助事業助成金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たっては、交付要綱の規定を遵守するとともに、協会からの指示があつた場合には、これに従うことと約します。

また、本申請に当たり、本助成金制度において発生した一切の件については協会に対し一切責任を問わないことを約します。

（注1） 電話番号の記載がある場合は押印不要。

地方公共団体の申請にあっては、

「 市町村長 印 」と記載すること。

地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表市町村長印」
と記載すること。

記

1 助成対象事業の名称：新たな難視対策事業（共聴施設対策事業）

2 交付を受けようとする助成金の額（注2） 金 千円

〔（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額〕

3 助成対象事業の概要

別紙1

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類。
- (4) 工事概要書別紙2

別紙1

助成対象事業の概要 市町村名	(注2)
代表者氏名(注1) 又は共聴組合名	
代表者氏名(注3)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

助成金申請額 助成対象経費×助成率	助成対象経費
施設・設備費	

備考

(注1) 共聴施設対策事業を行う者が、市町村の場合に記載すること。

(注2) 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表 市町村長」と記載すること。

(注3) 共聴施設対策事業を行う者が、共聴組合の場合に記載すること。

(千円)

収入 (資金計画)		支出 (助成対象外事業費)
借入金	○○, ○○○	
自己資金	○○, ○○○	○○, ○○○
その他（　） (注4)	○○, ○○○	
合計	○○, ○○○	○○, ○○○

(注4) 財源の内容を記載すること。

(例：市町村実施事業（地方債）など)

工事概要書

対策事業を行う者の名称

代表者氏名

(注1)

(注1) 地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 市町村長」
と記載すること。

1 設置場所 (注2) 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

(注2) 施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有
名称が有る場合は、当該名称を付記する。

2 建設用地

(1) 敷地面積 〇〇〇.〇 m²

(2) 海抜高 〇〇〇m

(3) 敷地の所有関係

- 購入 県、市有地、その他（具体的に）の別
- 借地 主な借地条件（借地料、借地期間等）
- 既所有

(4) 用地周辺の状況 平地、山地の別

取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等

(5) 開発規制の状況 地目〇〇〇開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

(1) 鉄塔の構造等 〇〇〇〇型 高さ（地上高） 〇〇m

(2) ケーブルの長さ 〇〇〇m

(3) 中継増幅装置の数 ○台

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 年 月 日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 年 月 日

(4) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日

6 資金計画

収 入		支 出	
財 源 内 訳		経 費 区 分	(事業費)
助 成 金	交付（予定）額	施設・設備費	
補助金（自治体）			
対策事業を行う者の 負担額	予 算 額		
借 入 金			
自 己 資 金			
その他（ ） (注3)			
小 計			
合 計		合 計	

(注3) 財源の内容を記載すること。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図

様式第2号（第8条第1項関係）

第 号
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

新たな難視対策事業費補助事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった新たな難視対策事業費補助事業助成金については、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1のとおりとする。

2 助成金の交付決定額は、 金 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・整備費	

4 助成金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙2

- (1) 助成金の交付を受けて助成対象事業を実施するにあたり、一般社団法人日本C A T V技術協会（以下「当協会」という。）が定める新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱に従わなければならない。要綱はデジサポ福島のホームページ（<https://www.digisuppo-fukushima.jp>）を参照してください。
- (2) 助成対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、様式第5号によりあらかじめ当協会に申し出て指示を受けること。
- (3) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第6号により当協会の承認を受けなければならない。
- (4) 助成対象事業の遅延又は遂行が困難となった場合は、様式第7号により速やかに遅延報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、様式第8号により速やかに状況報告書を当協会に提出しなければならない。
- (6) 助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、様式第9号により実績報告書を当協会に提出しなければならない。
- (7) 助成対象者は、経費支出に関する証拠書類を整理し、助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (8) 助成対象者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(9)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ交付要綱に定める様式第12号による承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない（交付要綱第20条第1号の規定による財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）
- (9) 助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を当協会に納付せざることがある。
- (10) 助成対象者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を当協会に納付せざることがある。
- (11) 助成対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになったときには、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (13) 助成金により整備した機器については、「無線システム普及支援事業費等助成金」のシールを貼り付ける（ケーブル等の場合は、表札等でも可）とともに、当該機器の写真を撮影する。

様式第3号（第8条第5関係）

第 号
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

新たな難視対策事業助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった新たな難視対策事業費補助事業助成金については、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第8条第5項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知する。

記

1 助成対象事業の名称

2 助成金不交付決定の理由

様式第4号（第9条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

（交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名　電話番号の記載がある場合は押印不要）

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業助成金交付申請取下げ届出書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった新たな難視対策事業費補助事業助成金について、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、同助成金　　千円の交付申請
(令和　年　月　日付)を取り下げます。

記

1 申請を取り下げる理由

- 事業の実施が困難となったため。
- 交付決定内容又は決定に付された条件に不服があるため。

理由

様式第5号（第11条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名 電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業の変更承認申請書

令和　年　月　日付け第号で助成金の交付決定通知のあった新たな難視対策事業の一部を変更する必要があるので、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(円)

変更事項		変更前	承認後
内 容			
経 費	施設・設備費	助成対象経費額	助成対象経費額
		助成金額	助成金額

2 変更を必要とする理由

3 変更が助成対象事業に及ぼす影響

- 4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、助成金交付決定の通知を受けた後において、助成対象事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする助成金の額 金 , 千円
助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

- 5 添付書類（共聴施設対策事業に限る。）助成対象事業の対象となる事業の概要（添付書類様式第1号の2関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

様式第5号の2（第11条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

新たな難視対策事業の変更承認通知書

令和 年 月 日付で変更承認申請のあった新たな難視対策事業については、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更承認の内容

(円)

変更事項		変更前	承認後
内 容			
経 費	施設・設備費	助成対象経費額	助成対象経費額
		助成金額	助成金額

2 承認の条件等

様式第6号（第11条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本C A T V技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名 電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業中止（廃止）承認申請書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった新たな難視対策事業を中止（廃止）したいので、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳（円）

	既施工等部分額	未施工等部分額	合　　計
施設・設備費			
助成金額			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合は記入）

- (1) 中止期間 年　月　日～　年　月　日
(2) 完了予定日 年　月　日

様式第6号の2（第11条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本C A T V技術協会（印省略）

新たな難視対策事業の中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった新たな難視対策事業については、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 中止（廃止）承認の対象となる助成事業の内容

2 承認の内容

3 承認の条件等

様式第7号（第12条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名 電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業遅延報告書

令和　年　月　日付け第号で助成金の交付決定通知のあった新たな難視対策事業について、下記の遅延が発生したので、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遅延の内容及びその原因

2 対策事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 遅延に対してとった措置

5 助成対象事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第13条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名 電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業状況報告書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった新たな難視対策事業の実施状況について、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					

2 助成対象事業の遂行状況

助成対象事業の遂行について、その進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第9号（第14条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本C A T V技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名 電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

新たな難視対策事業実績報告書

令和　年　月　日付け 第　　号で助成金の交付決定通知のあった新たな難視対策事業は、完了（廃止）しましたので、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象事業の実施状況

(千円)

	交付決定額	実績額
助成金		

2 事業の実施状況

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	年　月　日
完了日	年　月　日

3 利用見込み（ケーブルテレビ幹線対策事業及び共聴施設対策事業に係る場合に記載）

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定） 年 月 日

4 事業収支総括表

(円)

収 入		
助成金	交付決定額	実績額
補助金（自治体）		
受信者の負担額	予算額	実績額
借入金		
自己資金		
その他（　） (注1)		
合計 (注2)		

(注1) 財源の内容を記載すること。

(注2) 事業費と助成対象経費が異なる場合は助成対象経費を（ ）書きで記載すること。

(円)

支 出		
	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		

5 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかなときには、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする助成金の額 金 千円

助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

6 添付書類

- (1) 工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該設備等の完成写真と工事着工前の受信設備の写真
 - ・高性能アンテナ完成写真：受信設備、伝送路、増幅器、電源等設備等
 - ・ケーブルテレビ等加入完成写真：引き込み線、ONU、保安器等設備等
 - ・工事着工前の受信設備写真：受信設備の全体概要が分かる事。（共聴新設は除く）
- (3) 有線電気通信法第3条の規定に基づく届出（又は放送法第129条第1項又は同法第133条第1項の規定に基づく届出の写し（注3）
(注3)本事業により届出等を要した場合に限る。
- (4) 振込口座又は助成金の受領に関する書類
- (5) 工事請負契約書の写し（共聴新設に限る）
- (6) 積算書
- (7) 支出命令書（共聴新設の間接助成に限る）
- (8) 差異表（申請時と実績の工事内容が異なる場合）（共聴新設、ケーブル幹線延長に限る）

様式第10号（第15条第1項関係）

第 号
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

新たな難視対策事業費補助事業助成金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった新たな難視対策事業費補助事業助成金の額を、新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金の確定額は、 金 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

	交付確定額
施設・設備費	

(参考：助成対象経費の額 _____ 円)

【留意事項】

- (1) 助成金は、一般社団法人日本CATV技術協会から、原則、申請者（この通知書のあて先）に支払います。ただし、申請者が他の者（工事業者やケーブルテレビ会社等）を指定した場合は、その者に支払います。
- (2) 本支援により、取得した財産等を処分することにより収入があるとき、又は支援により締結した契約を解約したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人日本CATV技術協会に納付させることができます。

様式第11号（第18条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名 電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

消費税額の額の確定に伴う報告書

新たな難視対策事業費補助事業助成金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成金額（助成金交付要綱第15条第1項による額の確定額）

円

2 助成金の確定時における消費税仕入控除税額

円

3 消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税仕入控除税額（注1）

円

4 助成金返還相当額（3-2）

円

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第22条第1項、第23条第1項関係）

令和　年　月　日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

郵便番号

現住所

氏名

印

(電話番号の記載がある場合は押印不要)

電話番号

帰還先住所（支援場所）

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

申請

新たな難視対策事業に係る財産処分承認届出書

新たな難視対策事業費補助事業助成金により取得した施設の財産処分を行いたいので、

申請します。

関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 処分の内容

(取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)

2 処分の理由

3 取得財産の概要

(1) 施設の名称

(2) 施設設置者（事業主体）の名称

(3) 施設の所在地

(4) 事業費

(ア) 国庫補助金（助成金）

(イ) その他の負担金

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方（注1）

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間（注1）

(4) 処分の条件（注1）

（無償・有償の別、その他の条件を記載すること。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計助成金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める額を記載すること。）

5 処分に伴う放送の再放送サービスの運用開始日（注1）

（注1）取壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。